さいたま市告示第１７２５号

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月１２日

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業実施要綱（平成１７年さいたま市告示第２９９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（対象者） 第２条　さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に居住する６５歳以上の者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　介護保険施設（介護保険法第８条第２４項に規定する介護保険施設をいう。）、特定地域介護保険施設（同項に規定する特定地域介護保険施設をいう。）又は地域密着型介護老人福祉施設（同条第２１項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）に入所していないこと。 ⑹　［略］ （事業の実施） 第３条　事業は、次条第２項の規定により事業の実施の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の住居（介護保険法第８条第１９項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居を含む。）又は利用者の入所する老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の６に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第２９条第１項に規定する有料老人ホームにおいて実施するものとする。 ２・３　［略］	（対象者） 第２条　さいたま市重度要介護高齢者訪問理・美容サービス事業（以下「事業」という。）の対象者は、市内に居住する６５歳以上の者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 ⑴～⑷　［略］ ⑸　介護保険施設（介護保険法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）又は地域密着型介護老人福祉施設（同条第２２項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）に入所していないこと。 ⑹　［略］ （事業の実施） 第３条　事業は、次条第２項の規定により事業の実施の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の住居（介護保険法第８条第２０項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居を含む。）又は利用者の入所する老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の６に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第２９条第１項に規定する有料老人ホームにおいて実施するものとする。 ２・３　［略］

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。